

令和4年12月14日
県民生活環境部環境政策課
(担当：飯村 内 2943
直通 029-301-2946)

県内の死亡野鳥における高病原性鳥インフルエンザの発生及びその対応について

茨城県龍ケ崎市で回収され、簡易検査において陽性反応が確認（12月8日（木））されていたコブハクチョウ1羽の死亡個体について、本日（12月14日（水））、環境省から、遺伝子検査の結果、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5亜型）が検出された旨の報告がありました。

12月8日に環境省が指定した「野鳥監視重点区域」内の野鳥の監視を引き続き強化します。

なお、今後、同一地域での続発事例がない場合は、回収日の翌日から28日が経過する令和5年1月5日24時に当該区域の指定が解除される見通しとなります。

1. 経緯

- 12月8日（木）
- ・龍ケ崎市でコブハクチョウ1羽の死亡個体を回収
 - ・簡易検査を実施したところ、A型鳥インフルエンザウイルスの陽性反応
 - ・環境省が回収地点の周辺半径10km圏内を「野鳥監視重点区域」に指定
- 12月14日（水）
- ・（国研）国立環境研究所が遺伝子検査を実施したところ、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5亜型）を検出

2. 対応

- （1）「野鳥監視重点区域」内における野鳥の監視を引き続き強化します。
- （2）環境省と連携し、「野鳥監視重点区域」内における野鳥でのウイルスの感染範囲の状況把握、感染源の推定や更なる感染拡大を防止するための基礎情報を得ることを目的とした「状況調査」（鳥類調査、死亡野鳥調査等）を実施する予定です。

3. 留意事項

- （1）鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等があった場合を除いて、人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありませんので、冷静な行動をお願いします。
- （2）周辺地域のみならず県民の皆様におかれては、「野鳥との接し方について」に十分留意されるようお願いいたします。
(https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/2017yachotonosessikata.pdf)

【取材について】

現場での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いいたします。

【参考情報】

下記のホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。
環境省HP (http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/index.html)
県環境政策課HP
(<https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/shizen/chojyuhogo/shibo.html>)